

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実											
税 目	所得税											
要 望 の 内 容	あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、対象商品の拡充を含め、NISA の一層の充実のための措置を講ずること。 具体的には、 ① こども支援の一環として、つみたて投資枠における対象年齢等の見直し ② 様々な資産運用ニーズに応えるため、対象商品の拡充等 ③ 投資商品を入替しやすくするため、非課税保有限度額の当年中の復活に関する措置を講ずること。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改 正 増 減 収 額）	（ —	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1)政策目的 NISA 対象商品の拡充等により、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援し、NISA の一層の充実を図ること。 (2)施策の必要性 NISA の抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたって NISA の利用が広がっている。 NISA の普及をさらに進め、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援するためには、対象商品の拡充を含め、NISA の一層の充実を図る必要。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 資産所得倍増プラン（抄） ２．目標 ○資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、５年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の１, 700 万から 3, 400 万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。 ○加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、５年間で、NISA 買付額を現在の 28 兆円から 56 兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（抄） Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策 １ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備 （２）新しい NISA 令和 9 年末時点における NISA 総口座数を 3, 400 万へ、NISA 買付額を 56 兆円へ増加させることを目指す。 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（抄） Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化 ２．家計の安定的な資産形成 ①若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備 NISA について、効果検証を行うとともに、対象商品の多様化を検討する。 ②高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備 高齢者を含めあらゆる世代が NISA の投資枠を活用することができ、計画的に資産運用を続けながらその成果を活用して生活に充てることができるよう、顧客本位の金融商品・サービスの提供を前提に、対象商品の拡大を含む NISA 制度の充実を検討する。 ③若い世代から資産形成に取り組むことを促進するための環境整備 子供支援・少子化対策の一環として、格差の問題や金融リテラシーの水準に留意しつつ、NISA の活用を含め、次世代の資産形成の推進のための具体的な方策を検討する。 経済財政運営と改革の基本方針 2025（抄） ３．「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 （７）資産運用立国の実現 資産運用立国に向けた更なる改革を実行する。全世代の国民が自身のライフプランに沿った資産形成が行えるよう、NISA 制度の一層の充実の検討、金融資産やキャッシュフローの状況を容易に把握できる環境の整備に取り組む
		政策の達成目標	NISA の普及・利用促進により、中間層を中心とする層に対して安定的な資産形成を促すこと。 令和 9 年末時点における NISA 総口座数を 3, 400 万口座、NISA 買付額を 56 兆円とすること。

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
		政策目標の達成状況	口座数：2,647万口座 買付額の合計：59.2兆円 (出典)金融庁「NISA利用状況調査」(令和7年3月末時点)
	有効性	要望の措置の適用見込み	あらゆる世代の安定的な資産形成の促進につながる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	口座数：2,647万口座 買付額の合計：59.2兆円 (出典)金融庁「NISA利用状況調査」(令和7年3月末時点)
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	口座数は 2,647 万口座（令和 7 年 3 月末時点）と、制度の普及・利用が進んでおり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		・平成 21 年度改正 NISA の創設 ・平成 22 年度改正 NISA の法制化 ・平成 23 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等 ・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成 31 年度（令和元年度）改正 NISA 制度の恒久化等 ・令和 2 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 3 年度改正 NISA 口座等の利便性向上 ・令和 4 年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 ・令和 5 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 6 年度改正 NISA の利便性向上等 ・令和 7 年度改正 NISA の利便性向上等